

# 本会議における 議案質疑

【質疑をした会派名】

今定例会では延べ29名の議員が質疑を行いました。

市が提出した議案の内容、提案の理由等について、疑問点や不明な点を明らかにするために、行います。こちらには、それぞれの議案に対する質疑の一部を要約し、掲載しています。

## 議案第98号 行政組織条例の一部改正

【自由民主党】【無所属】【政晴会】

**問** 情報化に関する事務が総務部から総合政策部に移り、何が変わるのか。

**答** 庁内の総合調整を行いながらICTの活用をさらに推し進め、併せて事務の見直しによる業務効率化を図っていくことで市民サービスのさらなる向上を図ろうとするものである。

**問** 統計等の情報を政策立案に生かすE B P Mを推進する考えはあるか。

**答** 多様化、複雑化する行政ニーズに的確に対応するため、合理的根拠に基づ

るので、業務量等を精査し、必要な人員を適正に配置できるよう努める考えである。

**問** D Xの推進等に当たつての課題を伺う。

**答** 情報化は、職員はもちろん、市民にまで効果が必要があると考えており、市民には負担軽減や利便性向上、職員には事務の効率化の経験の積み重ねが重要であると考えている。

また、全庁的に一体となって推進するため、職員の意識醸成を図ってきたい。

**問** D Xや統計の活用には知識だけではなく経験も必要となるため、専門性を有する人材を外部登用すべきと考えるが、市

**問** 情報化を推進するに当たり職員体制についてどのように考えるか伺う。

**答** これまでの業務に加え、市の情報化施策を全庁的に推進していく必要がある

の考えを問う。

**答** 高度な専門的知識を有する外部人材の活用は、デジタル・トランスフォー

メーションのさらなる推進や内部人材の育成を図る観点から、効果的な手法の一つであると考えており、今後の情報化施策を進める中で、検討していきたいと考えている。

**問** IT活用推進にはデジタル庁との連携が不可欠だが、今後本市はデジタル庁とどのように関わっていくのか問う。

**答** 国の動向を注視するだけでなく、市として進めようとしている施策に関し必要な情報を自ら取りに行く姿勢が必要になってくると考えている。

**問** 条例改正の概要を伺う。

**答** 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の事業者が、作成、保存等を行うものや、保護者との手続き等で書面等に

よると規定されているものについて、電磁的方法の対応も可能とするものである。

**問** 対象施設の一つである公立保育所のパソコンの設置状況等を伺う。

**答** 全園に各2台、合計40台設置されている。

**問** 電子データの適切な管理が求められるが、電磁

## 議案第100号 保育料等に関する条例の一部改正

【公明党】【日本共産党】

**問** 条例改正の目的について伺う。

**答** 年収約360万円未満相当の多子世帯における保育料を軽減する際の子どもの人数の算定について、未就学児の子どもについては認可保育施設等を利用している子どもに限定されていたが、保護者が監護するなど同一生計の全ての子どもの人数を含めることで、保育料の負担をさらに軽減しようとするものである。

**問** 条例改正により、どのような子どもが対象となるのか伺う。

的方法を利用することによる個人情報保護について伺う。

**答** 個人情報保護法により、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められている。また、個人情報取り扱いやデータのバックアップなど、書面と同様に管理を徹底するよう周知する。

**問** 保育料算定所得割の額が5万7700円未満の多子世帯、年収に換算すると、年収約360万円未満相当の多子世帯の兄弟が未就園児または認可外保育施設に在籍している満3歳未満の保育認定子どもが、保育料負担軽減の対象となる。

**問** 年収約360万円未満相当の多子世帯へのこれまでの負担軽減策は。

**答** 平成28年度に、同時に(次ページへ)